

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	畑地化促進事業	<p>【趣旨】 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。</p> <p>【事業内容】</p> <p>1 畑地化支援 畑作物等の本作化に取り組む農業者を支援 単価 14.0万円/10a ほか</p> <p>2 定着促進支援 水田を畑地化して、高収益作物、畑作物等の定着等に取り組む農業者を5年間継続的に支援 単価 2.0～3.0万円 × 5年間 ほか</p> <p>3 産地づくり体制構築等支援 畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援</p>	<p>【交付対象となる取組】</p> <p>1 畑地化支援に係る取組 前年度において主食用米や水田活用の直接支払交付金の交付対象となった作物等が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から除外する取組。 ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は隣接、近接する農地と併せて、おおむね団地化された畑地を形成するものに限る。 (注) 交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした当該作物等の作付けが必要。 (注) 団地化にかかる面積は、品目ごとに行います。</p> <p>2 定着促進支援に係る取組 高収益作物、畑作物等の導入・定着を図る取組。原則として、初年度に畑地化（畑地化支援参照）を行うことが必要。</p> <p>3 産地づくり体制構築等支援</p> <p>① 産地づくりに向けた体制構築支援 団地化やブロックローテーションの体制構築のための調整（現地確認や打合せなど）に要する経費を支援（上限あり）</p> <p>② 土地改良区決済金等支援 令和6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に支援 上限 25万円/10a</p> <p>※本事業は申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で支援対象者が決定される交付金事業です。</p>	2024年2月15日	https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/r4hosei.hatatika.html	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	産地生産基盤パワーアップ事業国産シェア拡大対策（園芸作物）のうちサプライチェーン強靱化支援のうち、サプライチェーン構築支援	<p>【趣旨】 昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園芸産地等の強化を實踐し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、出荷作業・流通の合理化等を支援し、園芸産地等が抱える流通・加工の課題に対応する。</p> <p>【事業内容、補助対象経費、補助率等】 (1) 事業の取組内容 新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等がサプライチェーンを構築するために必要な下記の取組 ①生産計画の策定（検討会の開催等含む） ②産地事例等調査（報告書の作成含む） ③実証実験（品種選定等のため） ④GAP、トレーサビリティの導入 (2) 対象品目 野菜に限る (3) 補助率等 定額 上限あり</p>	<p>【事業実施主体】 農業者の組織する団体 ほか</p> <p>【成果目標】 作付面積規模の拡大、販売額の増加 ほか</p> <p>【目標年度】 事業終了年度の翌々年度 【事業実施期間】 令和7年3月31日まで</p>	2024年2月22日	https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nogyo/t_tuti/R6/tuyono_u_tuti.html	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	産地生産基盤パワーアップ事業国産シェア拡大対策（園芸作物）のうちサプライチェーン強靱化支援のうち、生産体制合理化実践支援	<p>【趣旨】 昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園芸産地等の強化を實踐し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、出荷作業・流通の合理化等を支援し、園芸産地等が抱える流通・加工の課題に対応する。</p> <p>【事業内容、補助対象経費、補助率等】 (1) 事業の取組内容 加工・業務用野菜の計画取引拡大に必要な農業用機械等のリースによる導入 (2) 対象品目 野菜に限る (3) 補助率等 リース導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内</p>	<p>【事業実施主体】 農業者の組織する団体 ほか</p> <p>【成果目標】 契約取引の割合、労働生産性 ほか</p> <p>【目標年度】 事業終了年度の翌々年度 【事業実施期間】 令和7年3月31日まで</p>	2024年2月22日	https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nogyu/t_tuti/R6/tuyonou_tuti.html	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	産地生産基盤パワーアップ事業 (基金事業)	<p>【趣旨】</p> <p>水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地がその創意工夫を活かして行う地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図ります。</p> <p>収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設等の整備に係る経費等を総合的に支援するとともに、農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等や全国的な土づくりの展開を図るための牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援します。</p> <p>このため、必要な経費を基金として造成した上で、都道府県が取りまとめた事業計画に対して助成金を交付します。</p> <p>【要望調査対象メニュー】</p> <p>(1) 収益性向上対策</p> <p>①生産支援事業（農業機械の導入及びリース導入（スマート農業推進枠含む。）、生産資材の導入等の生産支援事業、効果増進事業</p> <p>②生産支援事業のうち施設園芸エネルギー転換枠</p> <p>③生産支援事業のうち持続的畑作確立枠</p> <p>(2) 生産基盤強化対策</p> <p>①農業用ハウスの再整備・改修、果樹園・茶園等の再整備・改修、農業機械の再整備・改良、生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及に向けた取組</p> <p>②全国的な土づくりの展開の取組</p>	<p>【事業実施主体】</p> <p>農業者の組織する団体 ほか</p> <p>【目標年度】 事業終了年度の翌々年度</p> <p>【事業実施期間】 令和7年3月31日まで</p> <p>※ 本事業は、公益財団法人日本特産農産物協会の基金を財源とします。</p> <p>※ 詳細は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱等をご覧ください。</p> <p>※ 本事業は、今回の調査のほか、第2回要望調査（5月）、第3回要望調査（7月）を予定しています。</p>	2024年2月26日	https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/R6/tuyonou_tuti.html	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	生分解性マルチ緊急導入支援事業	<p>【趣旨】 生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後の回収作業や廃プラスチック処分が不要であり、環境負荷の低減とともに労働力の削減、それによる生産規模の拡大が期待できます。そこで、農業生産の省力化と廃プラスチックの排出量の削減を図るため、生分解性マルチの導入に取り組む生産者団体等を支援します。</p> <p>【事業内容】 1 補助対象経費 生分解性マルチの導入に係る経費 ※ 「新たに導入する面積」又は「前年度に比べて取組拡大する面積」に係る生分解性マルチが対象 ※ すでに生分解性マルチを導入している面積は対象外 ※ 生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品に限る 2 補助率 2/3以内（消費税は補助対象外） ※上限額 「20,000円/10a以内」かつ「1団体あたり200万円以内」</p>	<p>【事業主体】 農業者の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村が構成員に含まれる協議会</p> <p>1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。2 生分解性マルチを新たに導入する面積又は前年度に比べて取組拡大する面積が概ね3ha以上であること。ただし、取組面積が概ね3ha未満の団体等であっても、今後、産地として、生分解性マルチの導入を計画的に推進していく場合など、生分解性マルチの普及が期待できる場合、地域の状況に応じ、本事業の対象とする。</p>	2024年3月5日	https://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/kiyuu/seisanhanbai.html#seibunkai	千葉県HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	女性が変える未来の農業推進事業	<p>【趣旨】 千葉県では農林水産業に従事する女性は、農業では約4割、林業・漁業では約2割を占め、農山漁村の振興や農林水産業経営の発展において重要な役割を担っている。そして、農林水産業や農山漁村の発展を図るためには、女性が一層活躍できる環境整備を進めることが必要不可欠である。</p> <p>このため、女性農業者の活躍の促進や社会参画の推進に向けて、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性が働きやすい環境づくり等の取組を支援する。</p> <p>【事業内容】 事業実施主体による以下の取組に必要な経費を助成する。</p> <p>1 女性が働きやすい環境の整備 （1）女性農業者の育児と農作業のサポート活動 ・地域の女性農業者に対する子育てのサポート、地域や女性を雇用する農業法人等における託児スペースの設置のための軽微な改修 ・地域の女性農業者に対する地域住民等による農作業サポート等</p> <p>（2）家族経営協定の締結に向けた相談会の開催 ・家族経営協定の締結メリットや締結項目のアドバイス等のための相談会の開催等</p> <p>2 女性活躍の理解促進 女性農業者をはじめとする多様な人材の活躍に向けて、農村地域の男性の意識改革を促すこと等を狙いとした研修会の開催等</p> <p>3 地域の女性農業者グループの活動推進 地域の女性農業者グループによる、試作品の開発や先進事例の調査等、女性グループが抱える課題の解決に向けた研修会の開催等</p> <p>4 女性リーダー育成</p>	<p>【事業主体】 以下の要件を満たすものとする。</p> <p>1 市町村、農業協同組合等の関係団体、民間団体、協議会または女性農業者グループであること。なお、協議会及び女性農業者グループについては、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、それぞれの全ての構成員がこれに同意しているものであること。</p> <p>（ア）目的 （イ）代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局 （ウ）意思決定の方法 （エ）解散した場合の対応 （オ）事務処理及び会計処理の方法 （カ）会計監査及び事務監査の方法 （キ）その他、運営に関して必要な事項</p> <p>2 次に掲げる実施体制を整備すること。</p> <p>（ア）管理運営について、代表者を定めること。 （イ）経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有するものを経理担当者として定めること。</p>	2024年2月21日		

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	農産産地支援事業	<p>【趣旨】 米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生等の特産作物について、米の需給調整の推進と併せて、消費者ニーズに応えようとする個性的な産地確立に取り組む営農集団等が行う機械・施設等の導入整備を支援します。また、令和6年度から新たに、今後、需要増が見込まれる輸出用米及び米粉用米の作付拡大を図るため、生産の省力・低コスト化に必要な機械の導入を支援します。</p> <p>1. スマート農業推進型</p> <p>対象者：市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者、その他知事が認める者 (事業の採択に当たっては、受益農家3戸以上の共同利用及び種子生産に係る施設・機械を優先。)</p> <p>対象作物：米、麦、大豆、落花生、茶、たばこ(米・麦・大豆・落花生は種子生産を含む。)</p> <p>補助対象：生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTを活用した機械(ただし、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く)</p> <p>補助率：1/3以内</p> <p>事業費：50万円以上、600万円未満(上限額を超える申請については、補助金を定額とする。)</p> <p>2. 輸出用米・米粉用米低コスト化対応機械導入支援</p> <p>対象者：営農集団、認定農業者</p> <p>対象作物：米</p> <p>補助対象：高密度播種苗対応機械、直播用作業機械、均平用機械、ホバークラフト、フレコンバッグ用計量ユニット</p> <p>補助率：1/3以内</p>	<p>【要件】</p> <p>1 スマート農業推進型 (1)事業実施地区における事業実施年度の対象作物面積が下記のとおりであること。 米：おおむね30(10)ヘクタール以上 落花生：おおむね3(0.5)ヘクタール以上 麦：おおむね10(5)ヘクタール以上 茶：おおむね2ヘクタール以上 大豆：おおむね10(1)ヘクタール以上 たばこ：おおむね10ヘクタール以上 ※()内は種子団地の場合</p> <p>(2)農業機械士が配置、若しくは配置される計画があること。又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。 (3)計画地区は、農用地域内であること。 (4)米の場合は、市町村が稲作の担い手育成目標を定め、営農集団等は、集落の合意に基づく推進活動を実施すること。 (5)米の場合は、主食用米の生産目安に即した生産を行うこと(種子生産は除く)。 (6)事業実施主体が認定農業者の場合は、人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は地域計画の目標地図に位置付けられている経営体であること。 (7)目標年度までに労働生産性、経営面積、単収のいずれかを10%以上向上する計画であること。</p> <p>2. 輸出用米・米粉用米低コスト化対応機械導入支援 (1)主食用米の生産目安に即した生産を行うこと。 (2)事業実施年度に、米の栽培面積がおおむね30ヘクタール以上であること。 (3)事業実施年度の転換面積が前年度に比べて2ヘクタール以上増加していること。 (4)事業実施年度の輸出用米及び米粉用米の栽培面積が前年度に比べて2ヘクタール以上増加していること。</p>	2024年3月21日		